

どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうようりょう
対応要領

ぞうへいきょくくんれいだい ごう
造幣局訓令第1号

へいせい ねん がつ にち
平成28年1月22日

もくてき
(目的)

だい じょう しょうりょう い か たいおうようりょう
第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の

かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう い か ほう だい
解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9

じょうだい こう きてい もと しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する

きほんほうしん へいせい ねん がつ にちかくぎけつてい そく ほうだい じょう きてい
基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する

じこう かん どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく い か ぞうへいきょく やくいんおよ しょくいん
事項に関し、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の役員及び職員

ひじょうきんしょくいん ふく い か やくしょくいん てきせつ たいおう ひつよう
（非常勤職員を含む。以下「役職員」という。）が適切に対応するために必要な

じこう さだ
事項を定めるものとする。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう やくしょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ む また じぎょう おこな
第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに

あ しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい へつたつしょうがい ふく た
当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他

しんしん きのう しょうがい い か おな りゆう しょうがいしゃ しょうがいおよ
の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び

しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態に

あるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい あ やくしょくいん べっし さだ
障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定め

留意事項に留意するものとする。なお、別紙中、「望ましい」と記載している

内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、

できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ）。

（合理的配慮の提供）

第3条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに

当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明が

あった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利

利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態

に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下

「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、役職員

は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（管理者の責務）

第4条 役職員のうち、課（課に相当する事務単位を含む。）又は室の長の職

以上の地位にある者（以下「管理者」という。）は、前二条に掲げる事項に関し、

障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、

その管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する

認識を深めさせること。

二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、その管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(サービス上の措置)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合等、その態様及び結果並びに、故意又は過失の度合い等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがあることに留意するものとする。

(相談体制の整備)

第6条 役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。

一 総務部人事課長（支局にあっては総務課長）

二 総務部人事課専門官（支局にあっては総務課専門官）（職員のサービスを担当する者）

三 障害者である職員等総務部人事課長が指名する者

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図

さい ひつよう たよう しゅだん かのう はんい ようい たいおう
る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 だい こう そうだんまどぐち よ そうだんとう そうだんしゃ はいりよ
第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ

かんけいしゃかん じょうほうきょうゆう ほか いこう そうだんとう かつよう
関係者間で情報共有を図り、以降の相談等において活用することとする。

4 だい こう そうだんまどぐち ひつよう おう じゅうじつ ほか つと
第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん ほか やくしょくいん たい ひつよう
第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員に対し、必要な

けんしゅう けいはつ おこな
研修・啓発を行うものとする。

2 あら やくしょくいん もの たい しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん
新たに役職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する

きほんてき じこう りかい
基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理者となった職員に対

しては、しょうがい りゆう さべつ かいしょうとう かん もと やくわり りかい
しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させ

るために、それぞれけんしゅう じっし
研修を実施する。

3 やくしょくいん たい しょうがい とくせい りかい しょうがいしゃ てきせつ たいおう
役職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応する

ためにひつよう かつようとう いしき けいはつ ほか
ために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

ふ そく
附 則

この訓令は、くんれい へいせい ねん がつ にち しこう
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

かいせい ぞうへいきよくんれいだい ごう しこう
改正(28.4.18造幣局訓令第18号 28.4.18施行)

別紙

独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービ

かくしゆきかい ていきよう きよひ とりあつか きやつかんてき み せいとう もくてき もと
スや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に
おこな
行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

ぞうへいきよく せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう
造幣局においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせず
に正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ご

とに、しょうがいしゃ だいさんしゃ けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいほっせい
とに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生
ぼうしとう およ ぞうへいきよく じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんが
防止等）及び造幣局の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、

ぐたいてきばめん じょうきよう おう そうごうてき きやつかんてき ほんだん ひつよう
具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

やくしよくいん せいとう りゆう ほんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい
役職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明す
るものとし、りかい え つと のぞ
理解を得るよう努めることが望ましい。

だい 3 ふとう さべつてきとりあつか ぐたいてい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいてい い か だい
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で
しめ ほんだん い か きさい ぐたいてい せいとう
示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ご
とに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当
りゆう そんざい ぜんてい れいじ
な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはいくまでも例示
であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。
きさい ぐたいてい かぎ りゆうい ひつよう
ある。

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいてい
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

しょうがい りゆう い か とりあつか おこな
障害を理由として、以下の取扱いを行うこと。

- まどぐちたいおう きよひ また たいおう じゅんじょ あとまわ
窓口対応を拒否すること、又は対応の順序を後回しにすること。
- しりょうとう そうこうふ ていきよう せつめいかい こうじょうけんがく とう
資料等の送交付、パンフレットの提供、説明会や工場見学、イベント等への

参加等を拒むこと。

- 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来局の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付したり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。
- 法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、造幣局の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介する

ものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 造幣局がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的

はいりよ ていきょう も こ つと のぞ
配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

だい 第5 かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなど
して法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、い か ようそとう こうりよ
具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。役
しょくいん かじゅう ふたん あ ほんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するも
のとし、りかい え つと のぞ
理解を得るよう努めることが望ましい。

- じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ いな
事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否
か）
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく
実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ひよう ふたん ていど
費用・負担の程度

だい 第6 ごうりてきはいりよ ぐたいてい 合理的配慮の具体例

だい 第4 じめ ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん じようきょう おう こと たよう
で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様
かつこべつせい たか
かつ個別性の高いものであるが、ぐたいてい つぎ
具体例としては、次のようなものがある。

なお、きさい ぐたいてい だい じめ かじゅう ふたん さんざい
記載した具体例については、第5 で示した過重な負担が存在しないことを
ぜんてい
前提としていること、また、これらはあくまでもれいじ きさい
例示であり、記載されている
ぐたいてい かぎ りゆうい ひつよう
具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ あ う ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいてい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- しせつ しきちない くるまいす ほこうきりようしゃ あ どう ほじよ
施設・敷地内において、車椅子・歩行器利用者のためにキャスター上げ等の補助
をし、また だんさ けいたい わた
又は段差に携帯スロープを渡すこと。

- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すことやパンフレット等の位置を分かりやすく伝えること。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にすること。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難な場合、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。
- 災害や事故が発生した際に、障害者本人に対し直接、知らせたり誘導をしたりすること。
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)
- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用い、分かりやすい表現を使って説明を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触れることができないものを確認できる模型や写真等の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにく

くさの^{りょうほう}両方がある^{ばあい}場合に応じた^{おう}情報の^{じょうほう}提供^{ていきょう}（手のひらに文字を書いて^て伝える^{もじ}等）、^か知的^{つた}障害^{ないよう}に^{ようてん}配慮^{ひつき}した^{かんじ}情報^{かんじ}の^{かんじ}提供^{かんじ}（伝える内容の^{かんじ}要点^{かんじ}を^{かんじ}筆記^{かんじ}する、^{かんじ}漢字^{かんじ}に^{かんじ}ルビ^{かんじ}を^{かんじ}振る^{かんじ}、^{かんじ}なじみのない^{かんじ}外来語^{かんじ}は^{かんじ}避ける^{かんじ}等）^{かんじ}を行う^{かんじ}こと。

- ^い意思^{しそつう}疎通^{ふとくい}が^{しょうがいしゃ}不得意^{たい}な^え障害^え者^えに^え対し^え、^え絵^えカード^え等^えを^え活用^えして^え意思^えを^え確認^えすること。
 - ^{ちゅうしゃじょう}駐^{つうじょう}車^{こうどう}場^{おこな}など^{あんない}で^{かみ}通^{かみ}常^{かみ}、^{かみ}口^{かみ}頭^{かみ}で^{かみ}行^{かみ}う^{かみ}案^{かみ}内^{かみ}を^{かみ}、^{かみ}紙^{かみ}に^{かみ}メ^{かみ}モ^{かみ}を^{かみ}し^{かみ}て^{かみ}渡^{かみ}す^{かみ}こと。
 - ^ひ比^ひ喩^ひ表^ひ現^ひ等^ひが^ひ苦^ひ手^ひな^ひ障^ひ害^ひ者^ひに^ひ対^ひし^ひ、^ひ比^ひ喩^ひや^ひ暗^ひ喩^ひ、^ひ二^ひ重^ひ否^ひ定^ひ表^ひ現^ひ等^ひを^ひ用^ひい^ひず^ひ、^ひ具^ひ体^ひ的^ひに^ひ説^ひ明^ひす^ひこと。
 - ^{しょうがいしゃ}障^{しょうがいしゃ}害^{しょうがいしゃ}者^{しょうがいしゃ}か^{しょうがいしゃ}ら^{しょうがいしゃ}申^{しょうがいしゃ}し^{しょうがいしゃ}出^{しょうがいしゃ}が^{しょうがいしゃ}あ^{しょうがいしゃ}つ^{しょうがいしゃ}た^{しょうがいしゃ}際^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}ゆ^{しょうがいしゃ}っ^{しょうがいしゃ}く^{しょうがいしゃ}り^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}丁^{しょうがいしゃ}寧^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}繰^{しょうがいしゃ}り^{しょうがいしゃ}返^{しょうがいしゃ}し^{しょうがいしゃ}説^{しょうがいしゃ}明^{しょうがいしゃ}し^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}内^{しょうがいしゃ}容^{しょうがいしゃ}が^{しょうがいしゃ}理^{しょうがいしゃ}解^{しょうがいしゃ}さ^{しょうがいしゃ}れ^{しょうがいしゃ}た^{しょうがいしゃ}こ^{しょうがいしゃ}と^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}確^{しょうがいしゃ}認^{しょうがいしゃ}し^{しょうがいしゃ}な^{しょうがいしゃ}が^{しょうがいしゃ}ら^{しょうがいしゃ}応^{しょうがいしゃ}対^{しょうがいしゃ}し^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}必^{しょうがいしゃ}要^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}応^{しょうがいしゃ}じ^{しょうがいしゃ}て^{しょうがいしゃ}メ^{しょうがいしゃ}モ^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}渡^{しょうがいしゃ}す^{しょうがいしゃ}な^{しょうがいしゃ}ど^{しょうがいしゃ}す^{しょうがいしゃ}こ^{しょうがいしゃ}と。
- (^{かんこう}ルール^{かんこう}・^{じゅうなん}慣^{じゅうなん}行^{じゅうなん}の^{じゅうなん}柔^{じゅうなん}軟^{じゅうなん}な^{じゅうなん}変^{じゅうなん}更^{じゅうなん}の^{じゅうなん}具^{じゅうなん}体^{じゅうなん}例^{じゅうなん})
- ^{しょうがいしゃ}障^{しょうがいしゃ}害^{しょうがいしゃ}者^{しょうがいしゃ}が^{しょうがいしゃ}順^{しょうがいしゃ}番^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}待^{しょうがいしゃ}っ^{しょうがいしゃ}て^{しょうがいしゃ}い^{しょうがいしゃ}る^{しょうがいしゃ}場^{しょうがいしゃ}合^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}状^{しょうがいしゃ}況^{しょうがいしゃ}に^{しょうがいしゃ}応^{しょうがいしゃ}じ^{しょうがいしゃ}て^{しょうがいしゃ}声^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}掛^{しょうがいしゃ}け^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}周^{しょうがいしゃ}圍^{しょうがいしゃ}の^{しょうがいしゃ}者^{しょうがいしゃ}の^{しょうがいしゃ}理^{しょうがいしゃ}解^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}得^{しょうがいしゃ}た^{しょうがいしゃ}上^{しょうがいしゃ}で^{しょうがいしゃ}、^{しょうがいしゃ}別^{しょうがいしゃ}室^{しょうがいしゃ}や^{しょうがいしゃ}椅^{しょうがいしゃ}子^{しょうがいしゃ}を^{しょうがいしゃ}用^{しょうがいしゃ}意^{しょうがいしゃ}し^{しょうがいしゃ}た^{しょうがいしゃ}り^{しょうがいしゃ}す^{しょうがいしゃ}こ^{しょうがいしゃ}と。
 - ^{しゅわつうやくしゃ}ス^{しゅわつうやくしゃ}ク^{しゅわつうやくしゃ}リ^{しゅわつうやくしゃ}ン、^{ばんしょどう}手^{ばんしょどう}話^{ばんしょどう}通^{ばんしょどう}訳^{ばんしょどう}者^{ばんしょどう}、^み板^み書^み等^みが^みよ^みく^み見^みえ^みる^みよ^みう^みに^み、^みス^みク^みリ^みン^み等^みに^み近^みい^み席^みを^み確^み保^みす^みこ^みと。
 - ^{たにん}他^{たにん}人^{たにん}と^{たにん}の^{たにん}接^{たにん}触^{たにん}、^{せつしよく}多^{せつしよく}人^{せつしよく}数^{せつしよく}の^{せつしよく}中^{せつしよく}に^{せつしよく}い^{せつしよく}る^{せつしよく}こ^{せつしよく}と^{せつしよく}に^{せつしよく}よ^{せつしよく}る^{せつしよく}緊^{せつしよく}張^{せつしよく}等^{せつしよく}に^{せつしよく}よ^{せつしよく}り^{せつしよく}、^{きんちょうどう}発^{きんちょうどう}作^{きんちょうどう}等^{きんちょうどう}が^{きんちょうどう}あ^{きんちょうどう}る^{きんちょうどう}場^{きんちょうどう}合^{きんちょうどう}、^{きんちょうどう}緊^{きんちょうどう}張^{きんちょうどう}等^{きんちょうどう}を^{きんちょうどう}緩^{きんちょうどう}和^{きんちょうどう}す^{きんちょうどう}た^{きんちょうどう}め^{きんちょうどう}、^{きんちょうどう}当^{きんちょうどう}該^{きんちょうどう}障^{きんちょうどう}害^{きんちょうどう}者^{きんちょうどう}に^{きんちょうどう}説^{きんちょうどう}明^{きんちょうどう}の^{きんちょうどう}上^{きんちょうどう}、^{きんちょうどう}障^{きんちょうどう}害^{きんちょうどう}の^{きんちょうどう}特^{きんちょうどう}性^{きんちょうどう}や^{きんちょうどう}施^{きんちょうどう}設^{きんちょうどう}の^{きんちょうどう}状^{きんちょうどう}況^{きんちょうどう}に^{きんちょうどう}応^{きんちょうどう}じ^{きんちょうどう}て^{きんちょうどう}別^{きんちょうどう}室^{きんちょうどう}を^{きんちょうどう}準^{きんちょうどう}備^{きんちょうどう}す^{きんちょうどう}こ^{きんちょうどう}と。
 - ^じ事^じ務^じ手^じ続^じの^じ際^じに^じ、^じ障^じ害^じ者^じか^じら^じ申^じし^じ出^じが^じあ^じつ^じた^じ際^じに^じは^じ、^じ職^じ員^じ等^じが^じ必^じ要^じ書^じ類^じの^じ代^じ筆^じを^じ行^じう^じこ^じと。
 - ^{しゃりょうじょうこうばしょ}車^{しゃりょうじょうこうばしょ}両^{しゃりょうじょうこうばしょ}乗^{しゃりょうじょうこうばしょ}降^{しゃりょうじょうこうばしょ}場^{しゃりょうじょうこうばしょ}所^{しゃりょうじょうこうばしょ}を^{しゃりょうじょうこうばしょ}施^{しゃりょうじょうこうばしょ}設^{しゃりょうじょうこうばしょ}出^{しゃりょうじょうこうばしょ}入^{しゃりょうじょうこうばしょ}口^{しゃりょうじょうこうばしょ}に^{しゃりょうじょうこうばしょ}近^{しゃりょうじょうこうばしょ}い^{しゃりょうじょうこうばしょ}場^{しゃりょうじょうこうばしょ}所^{しゃりょうじょうこうばしょ}へ^{しゃりょうじょうこうばしょ}変^{しゃりょうじょうこうばしょ}更^{しゃりょうじょうこうばしょ}す^{しゃりょうじょうこうばしょ}こ^{しゃりょうじょうこうばしょ}と。

- 敷地内の駐 車 場 等において、障害者の来局が多数見込まれる場合、通常、
障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること。
- 通常の出入口を通過することが困難な場合、別ルートからの入退場を認める
こと。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られ
ることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。